

2016年度 振興センターの経営支援プログラム

障害者福祉事業所の工賃向上に向けた事業展開を支援するさまざまなプログラムをご用意しています。
 会員の方だけでなく、非会員の方でも対応したプログラムもございます。
 【お申込み・お問合せ先】千葉県障害者就労事業振興センター ☎ 043-202-5367 FAX 043-202-5368

● 集合研修・出張指導／一部、会員限定

食品表示法セミナー	福祉事業所会計塾	農サポ
<ul style="list-style-type: none"> ■食品表示法を学ぶとともに、演習を用いて実践的な表示の知識を学ぶ。 ■日時：6月21日(火)9:45～16:30 ■定員：120名 ■会場：千葉市文化センターセミナー室 ■費用：会員2,000円 非会員3,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ■管理会計や実践的な就労支援事業会計方法を身につける。 ■日時：平成28年度 年3回 ■対象：就労支援事業会計導入事業所（非会員可） ■会場：千葉市内 <p style="text-align: center;">日程確定後通知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■専門家による、地域・品目に応じた生産技術・加工技術の出張指導 ■期間：年間5回／1ターム ■費用：5,000円／回（交通費別） ■会員限定

● ビジネスサポート個別相談／常時受付／専用申込書をFAXにて申し込み／会員限定

店づくり相談	パッケージデザイン相談	食品評価
<ul style="list-style-type: none"> ■商業施設士による臨店指導 ■店外診断／店内診断／陳列診断／サービス診断／商品管理診断 ■費用：30,000円（交通費別） 	<ul style="list-style-type: none"> ■プロのデザイナーによる相談 ■ヒアリングシート提出後、実地ヒアリング ■費用：30,000円/1アイテム（交通費別） 	<ul style="list-style-type: none"> ■評価員によるスクリーニングモニターによる評価 ■費用：5,000円/1アイテム

● 事業経営個別相談／常時受付／専用申込書をFAXにて申し込み／原則料金無料／一部会員限定

会計等相談	労務等相談	法律相談
<ul style="list-style-type: none"> ■相談員：税理士 ■相談日時：原則第1・第3水曜日10時～12時 ■相談会場：千葉県社会福祉協議会 社会福祉施設経営相談室 ■対象：社会福祉法人及びNPO法人（非会員可） 	<ul style="list-style-type: none"> ■相談員：社会保険労務士 ■相談日時：原則第1・第3水曜日10時～12時 ■相談会場：千葉県社会福祉協議会 社会福祉施設経営相談室 ■対象：社会福祉法人及びNPO法人（非会員可） 	<ul style="list-style-type: none"> ■相談員：税理士 ■相談日時：原則第2・第4水曜日10時～12時 ■相談会場：千葉県社会福祉協議会 社会福祉施設経営相談室 ■対象：社会福祉法人及びNPO法人（非会員可）
コンプライアンス相談	農業なんでも相談	営業支援（同行）
<ul style="list-style-type: none"> ■回答者：消費経済研究所チーフディレクター ■回答方法：E-mailでの回答 ■対象：会員限定 ◆商品検査、衛生管理調査や商品仕様書作成を伴う相談等は、別途契約が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ■回答者：農業支援ネットワーク農業指導員 ■回答方法：E-mailでの回答 ■対象：会員限定 ◆現地訪問を希望される場合は指導料(5,000円/回)と指導員の交通費(30円/km)が発生します 	<ul style="list-style-type: none"> ■同行者：振興センタースタッフ他 ■対象：会員限定 ■費用：交通費実費 ◆営業先（事業種）の選定及び資料等は、申込者が作成となります。

● 工賃（賃金）向上計画の有効性評価／振興センター＋委託評価調査員による訪問

有効性評価	有効性評価フォローアップ
<ul style="list-style-type: none"> ■目的：●工賃向上計画の重要性の啓発●工賃向上計画書の作成を促進●計画通りに実施され、有効に機能しているかを確認・評価●目標の達成を支援 ■対象：就労継続支援事業所、その他工賃向上に取り組む事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ■目的：有効性評価実施後の実施状況の確認と、効果の確認 ■対象：有効性評価を受けた事業所 ■方法：訪問及び、電話・アンケートにて